

一般社団法人日本ショッピングセンター協会
会長 清野 智 様

国土交通省総合政策局安心生活政策課

トイレの利用マナー啓発キャンペーンにおける周知について（依頼）

平素から国土交通行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

国土交通省では、障害者や高齢者の方などが安心して生活するために必要な公共交通機関や公共施設等のバリアフリー化についての取組を進めています。

近年、公共交通機関や公共施設等において、多機能トイレや機能分散型トイレの整備が進んでいるところですが、一般トイレを利用できる方が多機能トイレを利用することにより、多機能トイレにある設備や機能を真に必要とする方が利用できないことがあるなどお困りの声が寄せられており、平成29年度からトイレの利用マナー啓発キャンペーンを実施しています。

また、こうした状況を改善するため、第201回国会においてバリアフリー法を改正し、国民の責務に、高齢者、障害者等がバリアフリー施設を円滑に利用するために必要となる配慮をするよう努める旨を追加するとともに、施設設置管理者等には障害者用トイレ等の「高齢者障害者等用施設等」の適正利用に資する広報活動及び啓発活動を行う努力義務が課されることとなります（令和3年4月施行）。

つきましては、令和2年度キャンペーンを下記のとおり実施しますので、皆様におかれましてはチラシの配布等を可能な範囲で実施していただき、できる限り多くの方にご覧いただけるようご協力をお願いいたします。

記

1 キャンペーン期間

令和2年11月10日（火）～12月9日（水）

※11月10日（火）（いいトイレの日）、11月19日（世界トイレの日）、
12月3日（木）～12月9日（水）（障害者週間）

※ポスター及びチラシはキャンペーン期間外でも恒常的にご利用可能です。

2 キャンペーン的主要な取組

- ・関係団体等のご協力の下、ポスターの一斉掲示、チラシの配布
- ・国土交通省の公式ツイッター等を活用し、キャンペーン実施の周知
- ・バリアフリー教室におけるトイレの利用マナー啓発講座の開催

3 その他

ポスター等の追加のご要望等がございましたら、下記までご連絡ください。

ポスター等の電子媒体は、国土交通省ホームページ（下記URL）にも掲載しておりますので、併せてご活用ください。※「トイレの利用マナー啓発のための取組みについて」

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000014.html

連絡先：国土交通省総合政策局安心生活政策課

03-5253-8111（代表）杉野（24215）大山（25518）

03-5253-8307（直通）